

青森県報

第四千百九十一号

平成二十八年
八月二十六日
(金曜日)

目 次

告 示

公有水面埋立ての免許……………(漁港・漁場 整備 課) …… 一

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(河川砂防課) …… 二

公 告

PET用薬剤合成装置及び物理化学機器の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) …… 三

告 示

青森県告示第五百五十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成二十八年八月十七日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成二十八年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字茂浦字向田八五番地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一〇四五八四・二六七
- の地点 Y座標 プラス二八九九・三三八
- の地点 X座標 プラス一〇四五四九・三二二
- の地点 Y座標 プラス二八五〇・四八三
- の地点 X座標 プラス一〇四五三四・七二七
- の地点 Y座標 プラス二八五五・八二七
- の地点 X座標 プラス一〇四五三三・八一九
- の地点 Y座標 プラス二八五三・三四八
- の地点 X座標 プラス一〇四五〇五・八二〇
- の地点 Y座標 プラス二八六三・六〇六
- の地点 X座標 プラス一〇四五二〇・九〇七
- の地点 Y座標 プラス二八八三・二〇二
- の地点 X座標 プラス一〇四五二七・〇一一
- の地点 Y座標 プラス二八九一・一三〇
- の地点 X座標 プラス一〇四五二五・〇〇四
- の地点 Y座標 プラス二八九八・七二五
- の地点 X座標 プラス一〇四五三一・六二七
- の地点 Y座標 プラス二九〇七・八〇八
- の地点 X座標 プラス一〇四五三一・七七四
- の地点 Y座標 プラス二九〇七・六三三
- の地点 X座標 プラス一〇四五四〇・四八五

三 埋立てに関する工事の施行区域

3 面積

二、七三四・六七平方メートル

1 位置

東津軽郡平内町大字茂浦字向田八五番地先公有水面

2 区域

測量法第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からシの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とシの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 X座標 プラス一〇四六二四・九二七
Y座標 プラス二八七〇・二三〇
- イの地点 X座標 プラス一〇四五五六・二三八
Y座標 プラス二七八八・二二〇
- ウの地点 X座標 プラス一〇四四八五・三八五
Y座標 プラス二八一七・八四三
- エの地点 X座標 プラス一〇四五〇二・五八六
Y座標 プラス二八六四・七九一
- オの地点 X座標 プラス一〇四五〇四・九〇四
Y座標 プラス二八七一・一一〇
- カの地点 X座標 プラス一〇四五二五・〇〇四
Y座標 プラス二八九八・七二五
- キの地点 X座標 プラス一〇四五三一・六二七
Y座標 プラス二九〇七・八〇八
- クの地点 X座標 プラス一〇四五三一・七七四
Y座標 プラス二九〇七・六三三
- ケの地点 X座標 プラス一〇四五四〇・四八五

3 面積

一〇、四二八・〇六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第五百五十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三十一条第一項の規定により、平成四年三月二十七日青森県告示第二百十二号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

次のとおり改める。

浪打2号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱十三号を結んだ線は町道浪打線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地名	番

一	東津軽郡平内町	五二
二	浪打	八四の一
三	深沢	八四の二
四		一九三
五		三二の一
六		二〇五
七		"
八		"
九		"
十		"
十一		"
十二		"
十三		二九の五

公 告

PE T用薬剤合成装置及び理化学機器の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品（以下「購入物品」という。）の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

PE T用薬剤合成装置及び理化学機器 一式

二 納入期限

平成二十九年九月二十九日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十八年九月十四日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十八年十月六日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で

最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 本件物品の購入に係る議会の議決があったときに契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)

を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当す

る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

PET tracer synthesizers and physico chemical analysis systems, One Set

2 Time limit for tender:

6 October, 2016 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City,

Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭